

広島市似島臨海少年自然の家

指定管理者 応募要領

令和元年 7 月

広島市教育委員会

《 目 次 》

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
	(1) 業務の範囲	
	(2) 自主事業の実施	
	(3) 利用促進の取組	
	(4) 留意事項	
5	管理の基準	2
	(1) 休所日	
	(2) 開所時間（利用可能時間）	
	(3) 関係法令等の遵守	
	(4) 開所日の拡大や開所時間の延長の提案	
6	指定管理料に関する事項	3
	(1) 使用に係る料金	
	(2) 指定管理料の上限額	
	(3) 指定管理料の支払方法	
	(4) 管理に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲	
7	指定の取消し等	4
8	申請資格等	4
	(1) 基本的事項	
	(2) 選定基準	
	(3) 欠格事項	
	(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	
	(5) 障害者雇用状況報告書等の提出	
	(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出	
9	応募要領の配布時期、説明会等	6
	(1) スケジュール	
	(2) 応募要領の配布期間、場所等	
	(3) 説明会の開催日時、場所等	
	(4) 質問の受付	
	(5) 申請書の受付	
10	提出書類・提出部数	8
11	管理運営に関する収支計画書の開封	8
12	その他留意事項	8
13	審査及び選定に関する事項	9
	(1) 審査方法等	
	(2) 仮協定・協定の締結	
	(3) 評価方法	
	(4) 選定審査対象からの除外	
	(5) 審査結果の通知及び公表	
	(6) その他	
14	指定管理者の履行責任に関する事項	10
15	管理の継続が困難になった場合における措置に関する事項	10
16	問い合わせ先	10

広島市似島臨海少年自然の家指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

これまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島市似島臨海少年自然の家の指定期間が令和2年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設名 | 広島市似島臨海少年自然の家（以下「似島臨海少年自然の家」という。） |
| (2) 設置目的 | 自然環境の中での集団宿泊生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図ることを目的としています。 |
| (3) 所在地 | 広島市南区似島町字東大谷182番地 |
| (4) 開所年月日 | 昭和59年5月13日 |
| (5) 建物構造 | 鉄筋コンクリート造、地上2階建 |
| (6) 敷地面積 | 69,725.19㎡ |
| (7) 延床面積 | 4,309㎡ |
| (8) 施設内容 | 別添「施設内容」参照 |

3 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とします。

※ なお、この指定期間中に本市が定めた「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」（別添資料参照）に基づき、本市において似島臨海少年自然の家の研修・宿泊施設の再整備等を行い、指定管理業務には無料Wi-Fiの設置等を含めるなど、様々な取組を行うこととしています。応募に当たっては、本計画の内容及び別表（「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」の主な取組項目に関する留意事項）を必ず確認のうえ、事業計画書等を作成してください。

4 指定管理者が行う業務

- 業務の範囲
 - 似島臨海少年自然の家の事業の実施に関すること。
 - 似島臨海少年自然の家の使用の許可に関すること。（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付すこと。）
 - 似島臨海少年自然の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

エ その他「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」を実行するために市が必要と認める業務

なお、指定管理者が「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」の目的に沿ったものとして実施することを申し出た事業であって、市が適当と認めるものについては、市の事業として委託するなどの措置を講ずる。

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

ア 講座等の自主事業

イ 物販・飲食事業（自動販売機等の設置）

施設利用者の便に供することを目的とし、飲料等の自動販売機等を設置し運営することができます。（行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。）

ウ その他施設利用者の利便を図る事業等

(3) 利用促進の取組

似島臨海少年自然の家の利用促進を図るため、広島市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

広島市の基準値：令和2年度から令和4年度まで

利用者数（宿泊利用者数及び日帰り利用者数）47,700人以上／毎年度

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市似島臨海少年自然の家管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 避難場所として使用される場合は、市からの指示等も受けながら、適切に対応してください。

(ア) 施設の施錠

(イ) 施設使用についての指示（利用可能箇所及び利用可能備品等の提示）

(ウ) 各種設備の利用方法等の指導等

(エ) 施設の利用調整（既に利用申請があるものへの対応）

エ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休所日

ア 少年自然の家

(ア) 月曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(ウ) 8月6日

(エ) 12月29日から翌年1月3日まで

イ プール施設

- (ア) 月曜日
 - (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日
 - (ウ) 8月6日
 - (エ) 6月26日から6月30日まで
 - (オ) 12月1日から3月31日まで
- (2) 開所時間（利用可能時間）
- ア 少年自然の家
 - (ア) 日帰り利用 午前9時から午後4時まで
 - (イ) 宿泊利用 入室 午後3時 退室 午後2時
 - イ プール施設
 - 午前9時から午後4時まで
- (3) 関係法令等の遵守
- ア 消防法（昭和23年法律第186号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）その他本施設の維持管理等に関する関係法令
 - イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他労働者の使用に関する関係法令
 - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）、広島市少年自然の家条例（昭和53年広島市条例第22号）、広島市少年自然の家条例施行規則（昭和53年広島市教育委員会規則第8号）、その他関係法令
- (4) 開所日の拡大や開所時間の延長の提案
- 申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開所日の拡大や開所時間の延長について提案をすることができます。
- なお、広島市において必要があると判断したときは、休所日や開所時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

(1) 使用に係る料金

似島臨海少年自然の家では、地方自治法第244条の2第8項に定める、利用料金を指定管理者の自らの収入として收受する「利用料金制」は採用しません。したがって、施設の使用料はすべて広島市の歳入となり、指定管理者は広島市が支払う施設運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

なお、広島市と指定管理者とは、別途、公金収納事務委託契約を締結し、指定管理者は使用料の収納及び広島市への納入を行います。

(2) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料の上限額（3年分）は、**4億5,150万6千円**（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

また、指定期間中に市が「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」を実行するに当たり、業務範囲の変更が生じた場合は、指定管理料を調整します。

申請者は、下記により管理運営経費を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
管理運営経費	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の person 費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申し出によって、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

(4) 管理に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

ア 指定管理者が費用を負担する範囲

次に掲げる事項については、広島市が直接行うこととし、これ以外の費用を指定管理者が指定管理料の中から負担してください。

(ア) 施設の大規模改修（原形を変えずの修繕など）

(イ) その他協議により定める範囲

イ 指定管理者が危険を負担する範囲

施設又は附属設備が使用に耐えなくなった場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者の重大かつ明白な過失にあると広島市が認めたときは、その損害の全部又は一部を賠償していただきます。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市少年自然の家条例第 17 条第 2 項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。

なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 少年の平等な少年自然の家の使用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、少年自然の家の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った少年自然の家の管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1) 「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

い。

(5) 障害者雇用状況報告書（様式9）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等）を提出してください。

（※） 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に住所及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式16）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式6）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

9 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和元年7月16日（火）から令和元年9月30日（月）まで
イ 説明会の開催	令和元年7月25日（木） 午後3時から
ウ 質問受付期間	令和元年7月26日（金）から令和元年8月9日（金）まで
エ 申請書受付期間	令和元年9月24日（火）から令和元年9月30日（月）まで
オ 収支計画書の開封日	令和元年10月1日（火）午前10時30分から
カ 書類審査・面接審査	令和元年10月下旬頃
キ 審査結果の通知	令和元年11月上旬頃
ク 仮協定の締結	令和元年11月中旬頃
ケ 指定管理者の指定	令和元年12月下旬頃
コ 協定の締結	令和2年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

ア 配布期間	令和元年7月16日（火）から9月30日（月）まで 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日、祝日及び8月6日を除く。
イ 配布場所	広島市教育委員会青少年育成部育成課（「16 問い合わせ先」を参照）及び広島市ホームページ（ http://www.city.hiroshima.lg.jp ）からダウンロードすることができます。

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領及び現地の説明会を次のとおり開催します。

ア 開催日	令和元年7月25日（木）午後3時から2時間程度
イ 開催場所	似島臨海少年自然の家（広島市南区似島町字東大谷182番地）

ウ 申込方法	<p>次の要領で参加申込書を提出してください。</p> <p>様 式：別添の応募説明会参加申込書（様式 12）</p> <p>提出期限：令和元年 7 月 23 日（火）午後 5 時 15 分まで</p> <p>提 出 先：教育委員会青少年育成部育成課</p> <p>提出方法：持参、電子メール又は F A X</p> <p>※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限り受け付けます。電子メール又は F A X の場合は、担当者に電話連絡の上、送信してください。（「16 問い合わせ先」を参照）</p>
エ その他	<p>① 説明会はできるだけ参加してください。</p> <p>② 参加人数は各団体 3 名以内としてください。</p> <p>③ 「応募要領」、「仕様書」を持参してください。</p> <p>④ 現地説明会の日以外の日に見学を希望される場合は、申請者が施設に連絡し、日程調整のうえ見学してください。</p>

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間	令和元年 7 月 26 日（金）から令和元年 8 月 9 日（金）午後 5 時 15 分まで
イ 受付方法	<p>次の要領で質問書を提出してください。</p> <p>様 式：別添の申請関係質問票（様式 13）</p> <p>提 出 先：教育委員会青少年育成部育成課</p> <p>提出方法：持参、電子メール又は F A X</p> <p>※持参の場合は、土曜日、日曜日及び 8 月 6 日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限り受け付けます。電子メール又は F A X の場合は、担当者に電話連絡の上、送信してください。（「16 問い合わせ先」を参照）</p>
ウ 回答予定	令和元年 8 月 16 日（金）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間	令和元年 9 月 24 日（火）から令和元年 9 月 30 日（月）午後 5 時 15 分まで
イ 提出場所	教育委員会青少年育成部育成課
ウ 提出方法	<p>持参又は郵送。</p> <p>※持参の場合は、土曜日、日曜日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限り受け付けます。郵送の場合は、書留郵便とし、令和元年 9 月 30 日（月）午後 5 時 15 分までに必着とします。期限を過ぎて提出された場合は選定の対象外とします。</p>

10 提出書類・提出部数

提出書類については、提出書類一覧（別紙1）を参照してください。

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次の通り開封します。

- (1) 開封日 令和元年10月1日（火）午前10時30分から
- (2) 開封場所 広島市役所北庁舎6階教育委員室
- (3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。
- (8) 提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要な場合には、広島市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

- ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。
- イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ 面接は、10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。
- エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内の出席をお願いします。
- オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

- ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。
- イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - (イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（「似島臨海少年自然の家指定管理者の申請者の評価基準」）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

- ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認

められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として管理継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければなりません。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めます。

15 管理の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、広島市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 上記(1)又は(2)により、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、広島市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合には、広島市と指定管理者は、管理継続の可否について協議します。
- (5) 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

16 問い合わせ先

広島市教育委員会青少年育成部育成課 迫、西本

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号（広島市役所北庁舎別館1階）

電話 082(242)2019 Fax 082(242)2018

E-mail: ikusei@city.hiroshima.lg.jp

提出書類一覧

(1) 指定申請に関する書類			提出 部数
①	指定申請書	単独団体の場合	様式 1
		ジョイント方式により構成された団体の場合	ア 様式 2 イ ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状 (様式 3)
②	似島臨海少年自然の家の管理運営に関する事業計画書	市民の平等利用の確保 (様式 4-1)	正本 1 部 副本 1 4 部
		現状と課題及びそれを踏まえた運営の基本方針等 (様式 4-2)	
		現状・課題・重点目標・施策 (令和 2 年度) (様式 4-3)	
		事業計画一覧表 (令和 2 年度) (様式 4-4 ①)	
		事業計画表 (令和 2 年度) (様式 4-4 ②)	
		自主事業 (様式 4-5)	
		施設ボランティア (様式 4-6)	
		他団体等と連携した取組み (様式 4-7)	
		施設及び附属設備の維持管理 (様式 4-8)	
		利用促進 (様式 4-9)	
		ニーズの把握及びサービスの向上 (様式 4-10)	
		地域の活性化につながる取組や連携策、PR 方法 (様式 4-11)	
		職員配置 (組織図・業務分担・再委託) (様式 4-12)	
		職員配置計画 (様式 4-13)	
		勤務ローテーション (様式 4-14)	
		職員研修 (様式 4-15)	
		マニュアルの整備 (様式 4-16)	
個人情報保護 (様式 4-17)			
緊急事態への対応 (様式 4-18)			
苦情への対応 (様式 4-19)			
③	指定管理実績調書	様式 1 7	

(2) 提案額に関する書類		提出 部数
①	管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書	様式5及び様式5別紙(別紙・管理運営に関する収支計画書の提出方法を参照)
		正本 1部

(3) 申請者に関する書類		提出 部数
①	広島市が推進すべき施策に関する報告書	様式6
②	申請者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	正本 1部
③	法人の登記事項証明書	
④	財務書類 (内訳) 最近3事業年度における法人税申告書の写し(税務官署受付印のあるもの。ただしe-taxの場合は受信通知などが確認できること)、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書	組織規模等により、作成が義務づけられていない書類については、提出不要 申請者の発行済株式の100%を保有する親会社(株式会社に限る。)がいる場合は、親会社の書類も提出。
⑤	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
⑥	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要(様式7) イ 役員名簿(様式8) ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿(法人以外の団体にあつては、代表者又は管理人等の名簿)、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの 申請者の発行済株式の100%を保有する親会社(株式会社に限る。)がいる場合は、親会社の書類も提出。
⑦	広島市税について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書(3か月以内に発行されたもの)
⑧	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その3の3(法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3か月以内に発行されたもの)
⑨	印鑑証明書	3か月以内に発行されたもの
⑩	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体については、様式9(基準日令和元年6月1日)を提出 ※ 障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で、障害者を雇用している場合は、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類(健康保険証の写し等及び身体障害者手帳等)を提出
		正本 1部

⑪	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、平成29年度分及び平成30年度分について写しを提出	正本 1部
⑫	障害者雇用計画書	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体のうち法定雇用障害者数を達成していない団体のみ提出。様式10	
⑬	ISO14001の登録証の写し	該当する場合のみ提出（ただし、申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）	
	ISO14005の登録証の写し		
	エコアクション21認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき都道府県労働局に提出した「一般事業主行動計画」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑭	宣誓書	様式11	
⑮	事業所調書兼実体調査同意書	様式16 ・本店に係るもの ・本店及び広島市内の代表的な事業所等に係るもの（広島市外に本店があり、広島市内に本店以外の事業所等がある場合）	

提出に当たっての注意事項

- ① ジョイント方式により構成された団体については「（3）申請者に関する書類」は構成員団体ごとに提出すること。
- ② 「（2）提案額に関する書類」は別封筒に入れ1部提出すること。

似島臨海少年自然の家指定管理者の申請者の評価基準

ア 評価項目・配点

評価項目	配点
<p>【市民の平等利用を確保することができること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。</p> <p>② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。</p>	5点
<p>【施設効用が最大限に発揮されること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 講座等の事業の内容は施設の設置目的に沿ったものになっているか。</p> <p>② 維持管理に関する計画が適切なものになっているか。</p> <p>③ 管理施設の利用促進策が、「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」の目的を具現化したものになっているか。(提案額には含まないが、本項目に相当するアイデアがある場合、その旨及び実施に伴う必要経費(概算可)を明示したうえで、積極的に提案すること。)</p> <p>④ 少年等以外の一般利用者も含めた利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。</p>	50点
<p>【地域の活性化に貢献すること】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 地域の活性化に向けて、「似島臨海少年自然の家等の有効活用に係る基本計画」の目的の達成に資する具体的な取組や、地域住民・団体・関係機関との連携策が示されているか。(提案額には含まないが、本項目に相当するアイデアがある場合、その旨及び実施に伴う必要経費(概算可)を明示したうえで、積極的に提案すること。)</p> <p>② 施設が立地する地域特性と施設特性を最大限に発揮して地域の活性化につながるよう、地域情報も含めた効果的なPR方法が提案されているか。</p>	20点
<p>【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。</p> <p>② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。</p> <p>③ 個人情報等の管理体制は適正か。</p> <p>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。</p> <p>⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	20点
<p>【管理経費の縮減】</p> <p>① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。</p> <p>② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点(5点)とする。</p> <p>③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。</p> <p>〔算式〕</p> $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 5 \text{点} \right] \quad \text{小数点第2位を四捨五入}$	5点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加点減点項目・配点

<p>【障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率が2.2%を超えて3.3%未満の場合は4点加点</p> <p>② 障害者雇用率が3.3%以上で4.4%未満の場合は7点加点</p> <p>③ 障害者雇用率が4.4%以上の場合は10点加点</p> <p>④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点</p>	<p>（ 公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.2%→2.5%」「3.3%→3.75%」「4.4%→5.0%」と読み替える。 ）</p>
<p>【環境問題への配慮】</p> <p>ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点</p>	
<p>【男女共同参画・子育て支援の推進】</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点</p> <p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点</p> <p>③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点</p> <p>④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点</p>	
<p>【地域貢献度】</p> <p>① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。</p> <p>② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。</p>	
<p>上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。</p>	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

管理運営に関する収支計画書（様式5）の提出方法

管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）は、次の方法に従って提出してください。

